

財政総論 (参考資料)

財務省

2022年9月26日

令和2年度以降の補正予算について

2年度 1次補正 (R2.4.30成立)		2年度 2次補正 (R2.6.12成立)		2年度 3次補正 (R3.1.28成立)		3年度補正 (R3.12.20成立)		4年度補正 (R4.5.30成立)	
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	1.8 兆円	(1) 雇用調整助成金の拡充等	0.5 兆円	I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4.4 兆円 －医療提供体制の確保、医療機関支援 等		I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止 18.6 兆円 －医療提供体制の確保、事業や生活・暮らしの支援 等		1. 原油価格高騰対策 1.2 兆円 －燃料油価格激変緩和事業 等	
(2) 雇用の維持と事業の継続	19.5 兆円	(2) 資金繰り対応の強化	11.6 兆円	II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現		II. 「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え 1.8 兆円 －新たなGo Toトラベル事業、ワクチン・治療薬の研究開発・生産体制の整備 等		2. 今後への備え	
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	1.8 兆円	(3) 家賃支援給付金の創設	2.0 兆円	(1) デジタル改革・グリーン社会の実現	2.8 兆円			(1) 一般予備費	0.4 兆円
(4) 強靱な経済構造の構築	0.9 兆円	(4) 医療提供体制等の強化	3.0 兆円	(2) 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 －事業再構築補助金、持続化補助金 等	2.4 兆円	III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動 8.3 兆円		(2) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	1.1 兆円
(5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	1.5 兆円	(5) その他の支援	4.7 兆円	(3) 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現 －資金繰り支援、Go Toトラベル、雇用調整助成金、緊急小口資金 等	6.5 兆円	IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 2.9 兆円			
		(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	10 兆円	III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3.1 兆円					
補正追加額合計	25.6 兆円	補正追加額合計	31.8 兆円	補正追加額合計	19.2 兆円	補正追加額合計	31.6 兆円	補正追加額合計	2.7 兆円

雇用対策の見直し

- 雇用対策（雇用調整助成金）については、必要以上に継続することで、労働力を固定し、人手不足・成長分野等への労働移動を阻害する等の懸念がある旨、従来の財政制度等審議会でも指摘されてきた。
- 足もとの社会経済状況を踏まえ、10月以降制度見直し予定。

雇用調整助成金

- 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。

決定総額	雇用調整助成金	56,004.7億円
	緊急雇用安定助成金	4,614.0億円

令和4年9月16日現在（速報値）
（出所）厚生労働省データにより作成。

雇用調整助成金の特例が失業率の抑制に寄与した点は評価できる。

しかし、雇用調整助成金の特例を必要以上に継続することについては、**①労働力を固定し、人手不足・成長分野等への労働移動を阻害する、②労働者のモチベーションや能力を低下させる、③将来の事業主負担が増加するといった懸念**もある。また、特例的な助成水準が前例のないほど長期に及んでいることにより、雇用調整助成金と失業等給付の役割が不明確になったとの指摘もある。

（「令和4年度予算の編成等に関する建議(R3.12.3財政制度等審議会)」抜粋）

【制度見直し】（令和4年10月、11月の措置）

○日額上限額を引下げ

（業況・地域特例）15,000→12,000円（原則的特例）9,000→8,355円

○人材の有効活用に向けて、労働移動を促進する観点から、産業雇用安定助成金を拡充（在籍型出向への支援）

- ①支給対象期間の延長（1→2年間）
- ②支給対象労働者数の上限撤廃
- ③出向復帰後の訓練に対する助成の創設

生活困窮対策の見直し

- 生活困窮対策（緊急小口資金等）については、足もとの需要は低下しており、緊急時の対応としての役割は次第に薄れてきている旨、従来の財政制度等審議会でも指摘されてきた。
- 足もとの社会経済状況を踏まえ、9月末で終了予定。

緊急小口資金等

- 新型コロナの影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計の維持が困難となった場合、資金を貸付け。

決定総額	緊急小口資金	3,002.0億円
	総合支援資金	8,067.1億円
	総合支援資金（再貸付）	3,134.8億円

令和4年9月14日現在（速報値）
（出所）厚生労働省データにより作成。



償還免除付きの緊急小口資金等の特例貸付については、足もとの需要は低下しており、また、生活困窮者自立支援金といった給付措置の創設等もあり、緊急時の対応としての役割は次第に薄れてきている。他方、コロナ禍において生活保護受給者数は大きく増加せず、保護が必要と判断される場合に適切に生活保護に移行していたかは検証が必要である。制度の狭間に滞留する方々が増え、そのために全額国庫負担の特例的対応が講じられることは、こうした方々が必要な保護を受けられず、国の財政負担としても増大してしまう結果を招きかねないことにも留意する必要がある。

（「歴史の転換点における財政運営(R4.5.25財政制度等審議会)」抜粋）



【制度見直し】

- 資金需要が低下傾向にあることから、特例貸付の申請受付を9月末で終了し、以後は通常貸付で対応
- 「償還免除」に加えて、償還猶予の活用を検討

中小企業対策の見直し

- 中小企業対策についても、コロナ禍における臨時異例の対策を続けることで、持続的成長を損ないかねない旨指摘されてきた。
- 事業継続に係る特例的対応（実質無利子・無担保融資）について、9月末に終了予定。

中小企業対策（実質無利子・無担保融資等）

実施機関	商工中金 (中小向け危機)	日本公庫等 (中小事業)	日本公庫等 (国民事業)	信用保証協会
要件 支援内容	新型コロナの影響により、最近1ヶ月間の売上高が一定程度減少 ①▲5%であれば、 低利・無担保融資 （新型コロナ特別貸付） 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ②さらに以下を満たせば、 利子補給により当初3年間、実質無利子化 小規模の個人事業主の場合▲5%、小規模の法人の場合▲15%、その他の場合▲20%			○セーフティネット保証4号(100%保証) 新型コロナの影響により、最近1ヶ月の売上高が▲20%の事業者が対象 ○セーフティネット保証5号(80%保証) 指定業種において、最近1ヶ月の売上高が▲5%等の事業者が対象
上限額	3億円(実質無利子/低利) 6億円(融資枠)		6,000万円(実質無利子/低利) 8,000万円(融資枠)	2.8億円(一般保証とは別枠)
実績	4万件、 2兆6,096億円	94万件、15兆6,055億円		4号：94万件、16兆0,983億円 5号：22万件、3兆8,955億円

(出所) 日本政策金融公庫提供データ、商工中金提供データ、全国信用保証協会連合会提供データにより作成。

(注) 基準利率については、2022年9月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず、中小・危機で1.06%、国民で1.21%。

実績は、商工中金はコロナ事由の中小企業向け危機対応業務（シニアローン）、日本公庫は新型コロナ特別貸付、保証協会は各保証制度（コロナ事由）の2020年3月～2022年6月末までの実績。

当初予算及び補正予算を合わせた中小企業対策費の規模は、新型コロナ対応に伴い膨張した。令和2年度（2020年度）は27.7兆円と未曾有の水準まで増加し、令和3年度（2021年度）は4.2兆円と、リーマンショックや東日本大震災時の規模を大きく上回っている。内訳をみると、主なものには、資金繰り支援、事業者向け給付金等がある。これらの支援策は、感染状況や経済状況が見通せない中で、新型コロナの影響を受けた中小企業等の事業継続を支える上で意義があったと考えられる。もっとも、昨年12月の当審議会の建議でも指摘したとおり、**こうした一時的かつ非常時の支援が常態化することは、公的支援への依存度を高め、中小企業の多様で活力ある成長発展を阻害するおそれがある**。具体的には、過大な公的支援には、以下の弊害があると考えられる。

第一に、**新陳代謝の阻害**につながるおそれがある。（略）

第二に、**中小企業等の補助金依存**を強めるとともに、本来の趣旨である**適切な行動変容**につながっていないおそれがある。（略）

第三に、コスト意識の低下から、**過大投資の誘発**につながるおそれがある。（略）

第四に、**不正の誘因**となるおそれもある。（略）

（「歴史の転換点における財政運営(R4.5.25財政制度等審議会)」抜粋）

【制度見直し】

- 資金需要は一巡していることから、**②実質無利子化を9月末で終了**

医療機関への支援

- コロナ禍下の臨時異例の措置として、既応病床の空床及び休止病床に対して病床確保料を支払う「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」を交付。
- 医療機関の収益状況は、令和2年度以降大きく改善。臨時異例の支援については、着実に脱却を図っていくべき。

新型コロナウイルス緊急包括支援交付金

重点医療機関の場合（1日あたり病床確保料）

病床の種類別	特定機能病院等		一般の医療機関	
	A表	B表	A表	B表
I C U病床	436,000円	305,000円	301,000円	211,000円
H C U病床	211,000円	148,000円	211,000円	148,000円
その他病床	74,000円	52,000円	71,000円	50,000円

(注) 2022年1月以降、病床確保及び患者受け入れの実効性を高めるための見直し実施。(即応病床使用率(前3か月間)が当該都道府県の平均を30%下回る医療機関は、原則として、より低価格の料金表(B表)を適用等。)



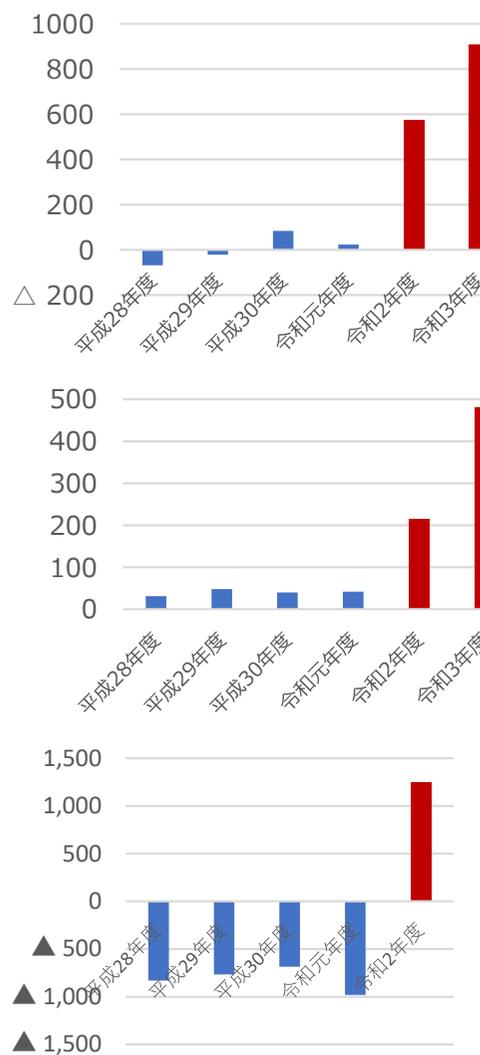
医療機関及び医療従事者への国費による支援は、ワクチン接種費用を含めた単純な計算で、少なくとも8兆円程度に上っている。こうした支援の結果もあり、国公立病院の令和2年度(2020年度)決算は従前と様変わりした。大幅な黒字となり、流動資産が積み上がっている。また、民間の医療法人の経営実態についても、昨年末に公表された医療経済実態調査によれば、新型コロナに関連して交付された補助金を含めれば、堅調であった。(「歴史の転換点における財政運営(R4.5.25財政制度等審議会)」抜粋)

国立病院機構

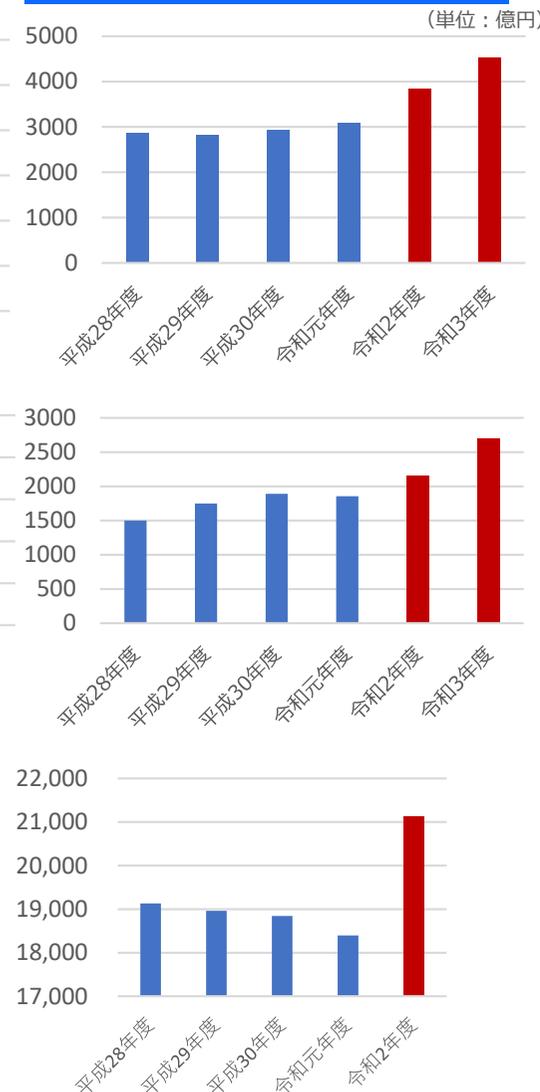
地域推進医療機構

公立病院

経常損益



流動資産

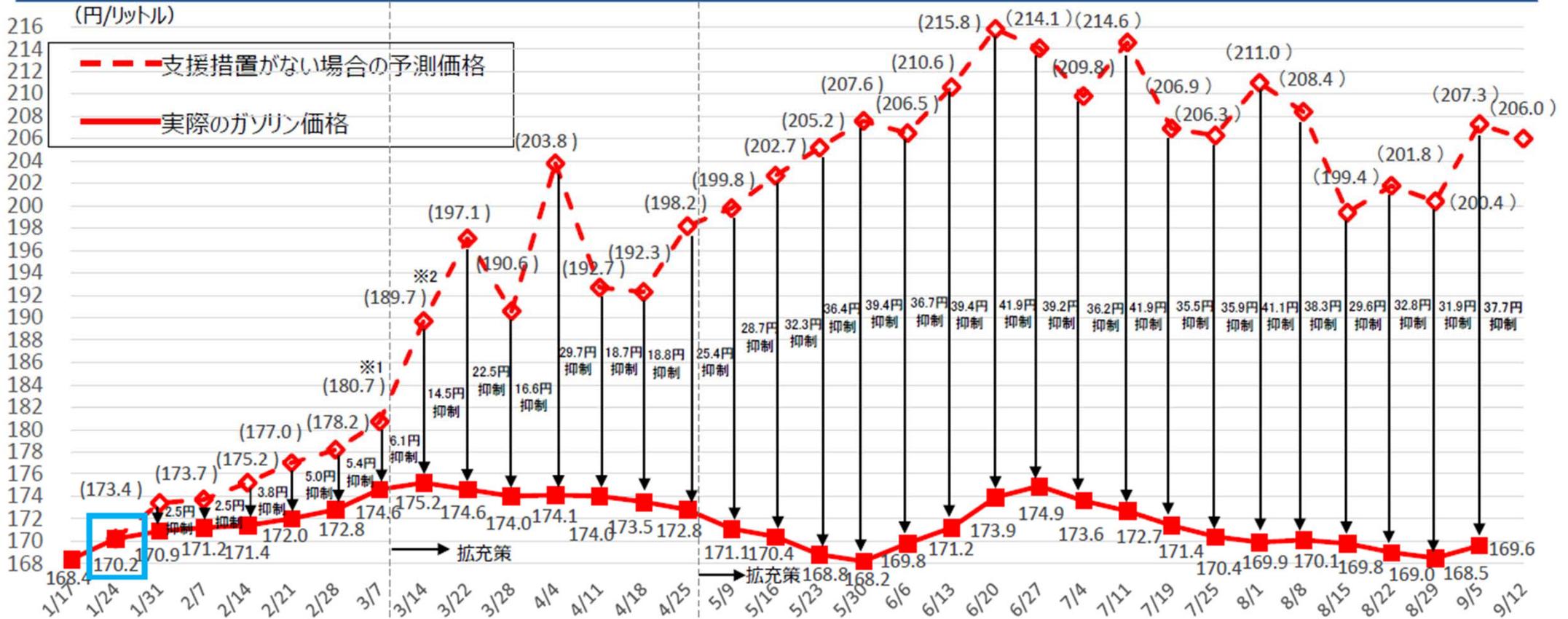


(出所) 各法人財務諸表、地方公営企業決算状況調査

燃料油価格の激変緩和事業

○ レギュラーガソリンの全国平均価格が基準価格（168円）を超えた場合、基準価格を超えた分を35円の範囲内で元売事業者を通じて補助。
 （対象油種：ガソリン、軽油、灯油、重油、ジェット燃料）

レギュラーガソリン・全国平均価格



※1：1/31～3/7の予測価格の算出方法は、
 (1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)
 ※2：3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い
 (毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

(出所) 第4回物価・賃金・生活総合対策本部 経産省提出資料

骨太2022（令和4年6月7日閣議決定）のポイント

財政健全化目標

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、**状況に応じ必要な検証を行っていく。**

令和5年度予算編成に向けた考え方

令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

参考（骨太2021）

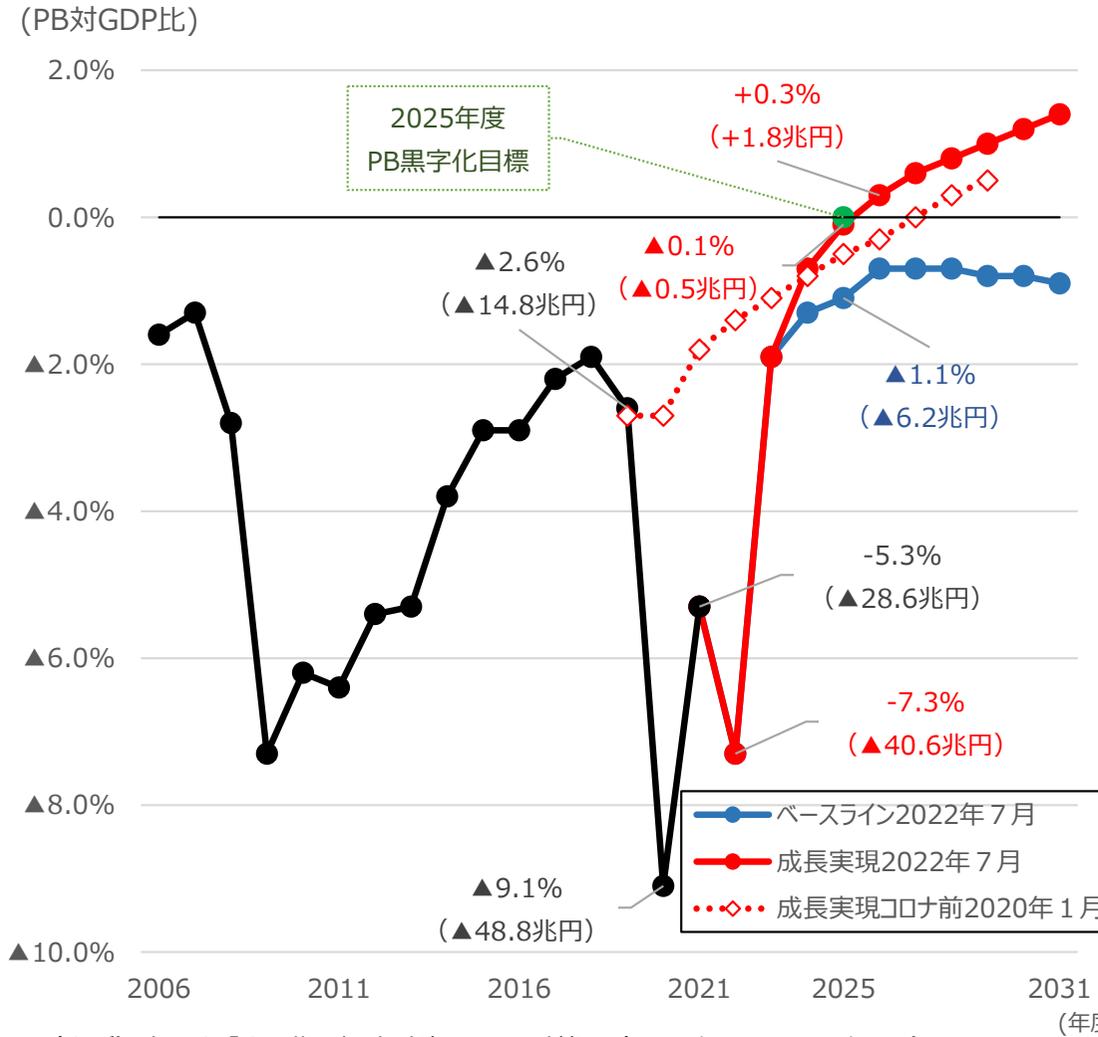
- ・ 骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（**2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す**）を堅持する。
- ・ 2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う[※]。
 - ① **社会保障関係費**については、基盤強化期間においてその**実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる**ことを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、**その方針を継続**する。
 - ② 一般歳出のうち**非社会保障関係費**については、経済・物価動向等を踏まえつつ、**これまでの歳出改革の取組を継続**する。
 - ③ **地方の歳出水準**については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な**一般財源の総額**について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

※ 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

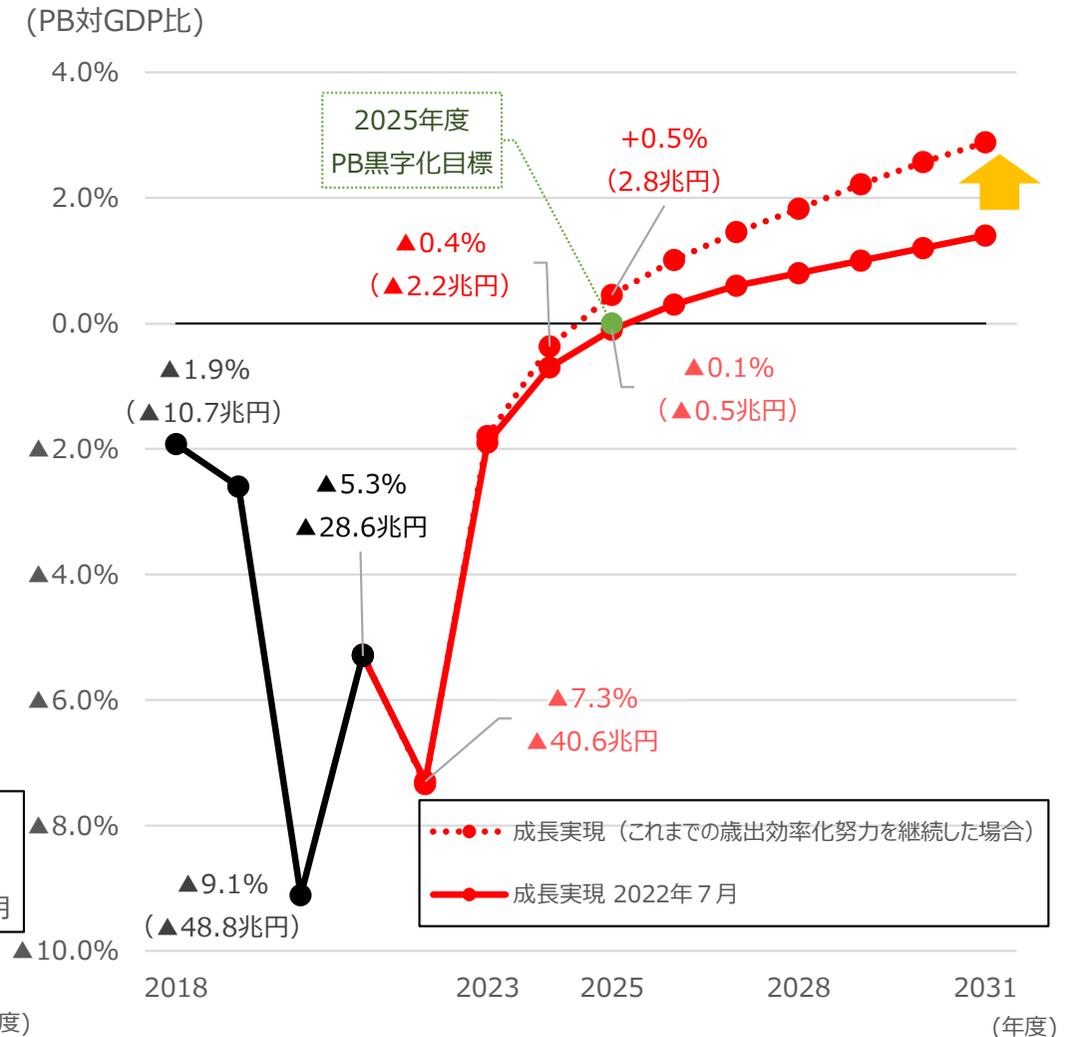
内閣府・中長期試算(2022年7月)のポイント

○ 中長期試算については、国・地方のPBについて、力強い成長が実現し、これまでの歳出効率化努力を継続した場合、2025年度に黒字化する姿が示されている。

<2020年1月試算（コロナ前）との比較>



<これまでの歳出効率化努力を継続した場合との比較>



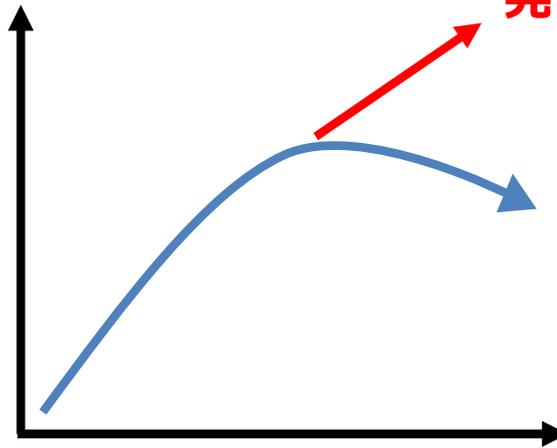
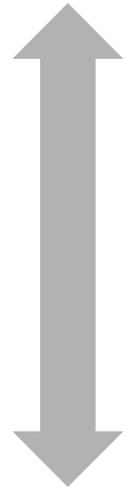
(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2020年1月、2022年7月)

(注) 2022年7月の中長期試算によれば、「経済財政諮問会議(2018年5月28日)有識者議員提出資料及び経済財政諮問会議(2021年7月21日)内閣府提出資料に基づき、歳出効率化努力とそれによる経済への影響を加味した場合のPB改善効果を1年当たり1.3兆円程度と想定して機械的に計算すると、成長実現ケースにおいて、これまでの歳出効率化努力を継続した場合、黒字化は2025年度と1年程度の前倒しが視野に入る」とされている。

プライマリーバランス、債務残高／GDP比

債務残高 / GDP

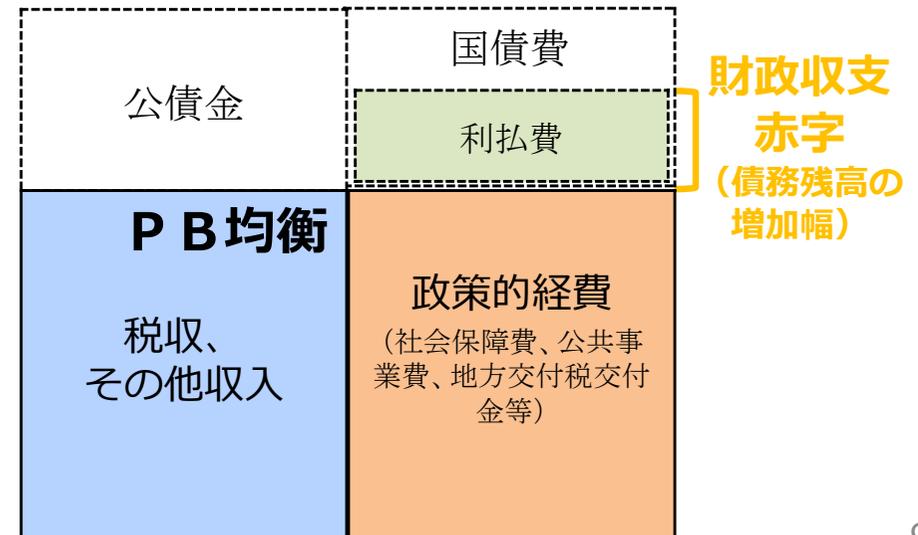
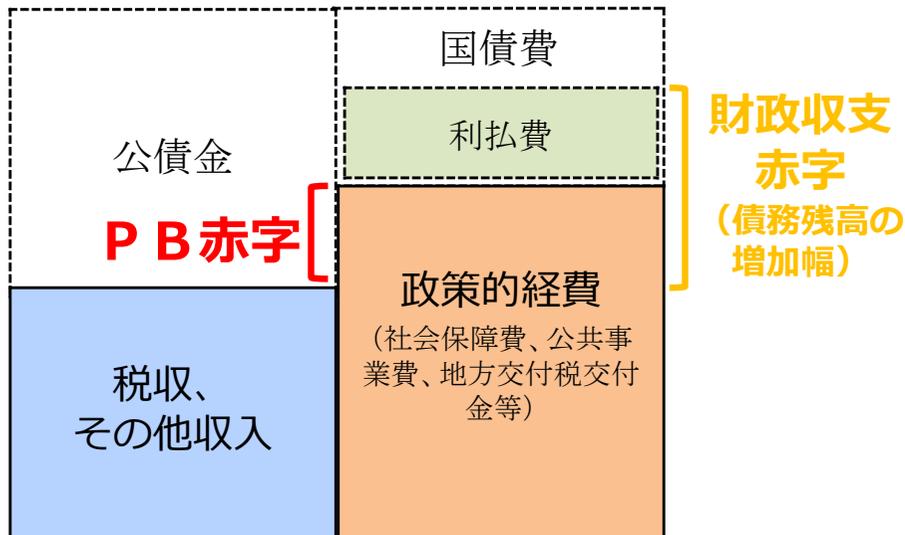
返済能力



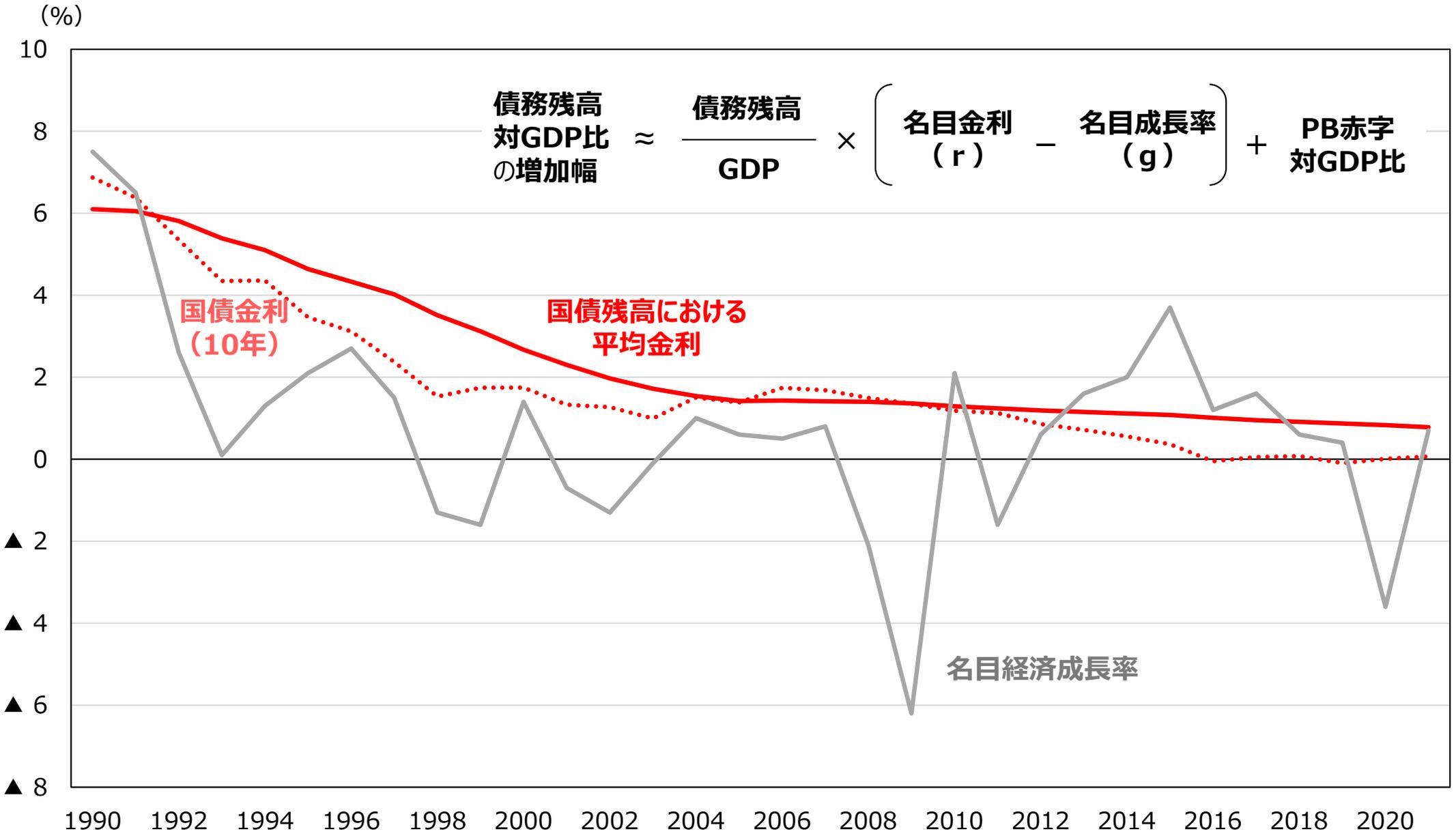
発散?

安定的低下?

毎年の収支 (PB、財政収支)



成長率と金利の推移



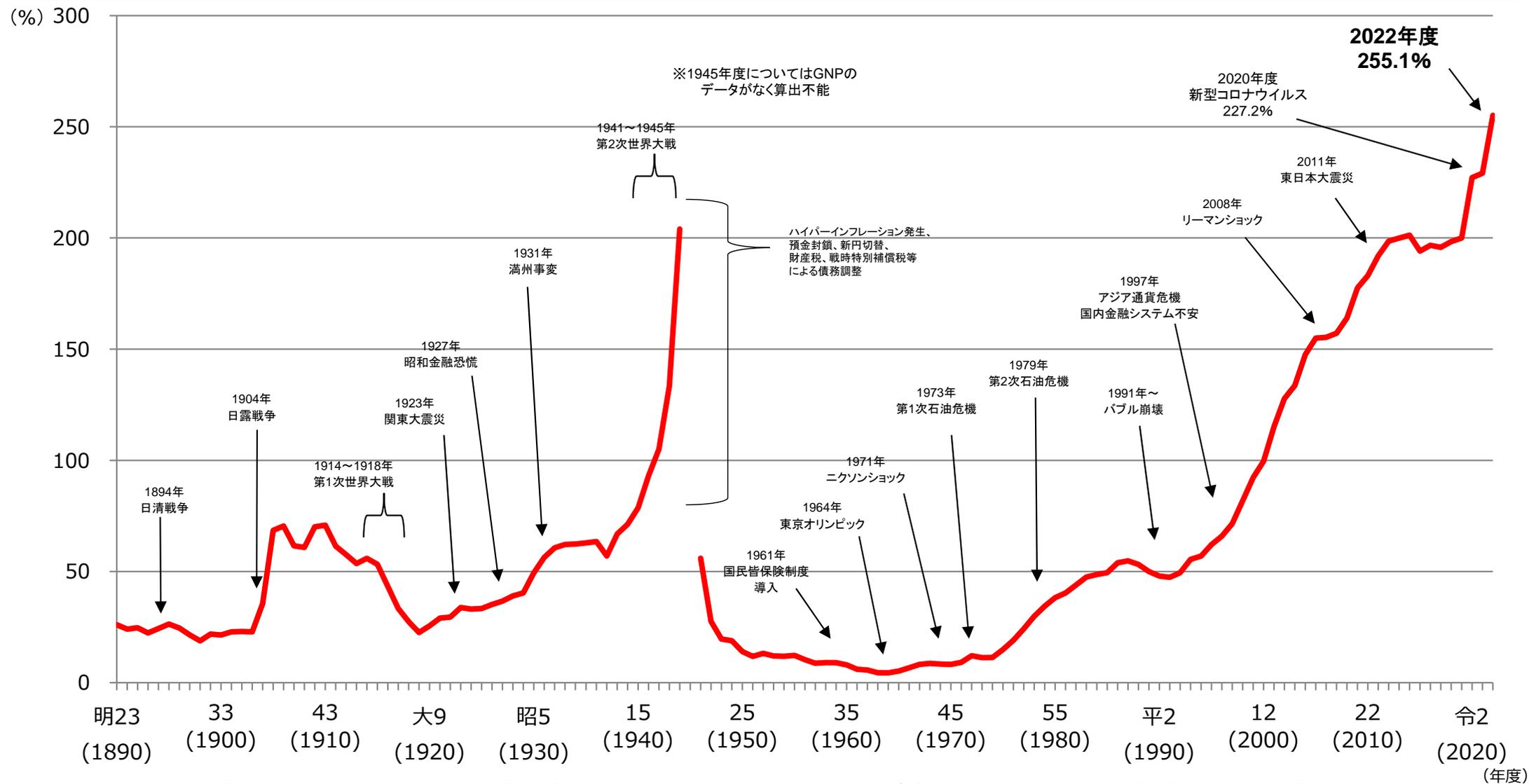
(出所) 内閣府、財務省

(注) 国債残高における平均金利は、各年度末における利率の加重平均。加重平均の計算からは割引国債を除く。

国債金利(10年)は暦年平均、名目経済成長率は暦年(前年比)。

戦前からの国の債務残高対GDP比の推移

- 我が国では、第二次世界大戦時に債務残高対GDP比が膨れ上がり、戦後のハイパーインフレにより大幅減となった経緯。
- 足もとの債務残高対GDP比は、当時を上回る水準。将来世代に対して、市場の信認を損なうリスクを押しつけることとならないようにしていく必要。



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。令和4年度は補正後予算に基づく計数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替資金証券、食糧証券の残高が発行限度額(計210兆円)となっていることに留意。なお、昭和20年度は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータがなく算出不能。

(注2) GDPは、昭和4年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、昭和5年度から昭和29年度までは名目GNP、昭和30年度以降は名目GDPの値(昭和29年度までは「日本長期統計総覧」、昭和30年度以降は国民経済計算による(昭和30年度から昭和54年度までは68SNAベース、昭和55年度から平成5年度までは93SNAベース、平成6年度以降は08SNAベース。))。ただし、4年度は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年7月29日)による。

諸外国の財政健全化目標

- 債務残高対GDP比について、単に「安定的引下げ」が目標とされているわが国とは異なり、諸外国においては、多くの国（81ヶ国）が上限目標を設けている。
- 債務残高対GDP比に上限目標（ストック目標）を設けている国の約9割（72ヶ国）が、ストック目標の実現のために、財政収支等に関する目標（フロー目標）を設けている。

<諸外国における財政健全化目標>

ストック目標（上限）を設けている国	81ヶ国
うちフロー目標を設けている国	72ヶ国

（注1）IMFにおいて財政ルールに関する情報が得られた106ヶ国を集計対象国としている。2021年までのデータ。

（注2）ストック目標はIMFの財政局が“Debt rule”と定義しているもの、フロー目標は同局が“Budget Balance Rule”と定義しているものを集計。

（出所）IMF「Fiscal Rules and Fiscal Councils: Recent Trends and Performance during the COVID-19 Pandemic」及びバックデータ(2022年1月)

<財政健全化目標の具体例（EU・米国）>

<p>EU</p> 	<p>① <u>予防的措置における中期財政目標</u>：毎年<u>の財政収支の均衡</u>（又は<u>構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内</u>）。 ⇒逸脱が認められた場合、制裁措置（有利子預託金）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② <u>是正的措置における基準値</u>：毎年<u>の財政収支対GDP比▲3%以内</u>、<u>債務残高対GDP比60%以下</u>。 ⇒逸脱が認められた場合、制裁措置（無利子預託金、罰金等）</p> <p>（注1）各国は中期財政目標を憲法等に規定。 （注2）「構造的財政収支」とは、財政収支から景気変動に係る<u>税金と失業関連給付の増減を補正したもの</u>（税金の増減が大部分を占める）。 （注3）<u>コロナ対応のため</u>、逸脱した場合の制裁措置の適用を一時的に停止することとしているが、<u>財政ルール自体は維持</u>。</p>
<p>米国</p> 	<p>○ <u>ペイアズユーゴー原則を法定</u>。<u>新規の施策の導入等</u>に際しては、<u>それに見合う財源を確保することが必要</u>。</p>